

東北大学法科大学院入学試験に係る 検定料納付の特例制度について

本法科大学院では、平成 28 年度に実施する入学試験（追加募集）より、「法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度」を導入しました。

この制度は、同一年度内に行われる東北大学法科大学院入学試験において、一度、検定料を納付した者は、二回目以降の入学試験の際、検定料の納付を不要とする制度です。

対 象 者

平成 28 年度に実施した一般選抜（前期）、特別選抜および一般選抜（後期）のいずれかの入学試験の検定料を納付し、かつ、追加募集に出願を行う方

手続き方法

追加募集の出願受付期間内に、他の提出書類とともに、当該年度内に実施した東北大学法科大学院の入学試験の受験票の写し、または、振替払込受付証明書（金融機関の日附印が押印されているもの）の写しのいずれかに、「氏名」及び「法科大学院入学試験に係る検定料納付の特例制度適用の申し出」と記載のうえ、提出してください。

この受験票及び振替払込受付証明書について、紛失等の理由により、その写しを提出できない場合は、出願前に法学部・法学研究科専門職大学院係へ申し出てください。

なお、この申し出を行う場合は、出願時に入学検定料（郵便普通為替証書）の納付は不要です。

そ の 他

上記「手続き方法」により手続きを行った場合には、制度の適用を認めます。（選考等はありません。）

なお、手続きに不備があった場合には、別途連絡します。場合によっては、直ちに入学検定料（郵便普通為替証書）を納付（郵送）していただくことがあります。

お問合せ先

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係

〒980-8577 仙台市青葉区片平 2 丁目 1-1

TEL : 022-217-4945 FAX : 022-217-4947